

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和45年4月13日  
条例第13号

改正 平成11年11月8日 条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員(以下「職員」という。)の懲戒及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

**第2条** 職員の懲戒の手續及び効果に関しては、福井市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年福井市条例第35号)(当該条例の規定に基づき定められた規則を含む。)の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

**附 則** (平成11年11月8日条例第2号)

この条例は、地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。